#### 令和 2 年 4 月30日分

庁名 札幌地方検察庁

		受 理			処 理			次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計.	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		1	1		1	1	0	
うち公選法			0	NAME OF THE REPORT OF THE PARTY		0	0	A COMMISSION OF THE PROPERTY O
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法	The second secon		0			0	0	
総計	0	1	1	0	1	1	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考) 欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

## 特別基準恩赦受理処理状況(その1:統計表)

### 令和2年4月30日分

# 庁名 仙台地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0	AND THE PROPERTY OF THE PROPER	- 115	0	0	
基準五1該当			0			0	0	
うち公選法	***************************************		0			0	0	-
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0		•	0	0	The state of the s
総計	0	0	0	0	0	0	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

# 特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

## 庁名 仙台地方検察庁

## 令和2年4月30日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

## 令和 2年 4月30日分

庁名 水戸地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		1	1	1		1	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	After the control of
総計	0	1	1	1	0	1	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理した ものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

# 特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

## 庁名 水戸地方検察庁

# 令和 2年 3月31日分

罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
<b>第一个人,</b>	SM.SAS W		
	罪名	罪名 氏名	罪名 氏名 刑の内容

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

### 特別基準風赦受理処理状況(その1:統計表)

## 令和2年4月分

### 庁名 宇都宮地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法		The state of the s	0			0	0	
基準五1該当		1	1			0	1	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法		21.	0			0	0	-
総計	0	1	1	0	0	0	1	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

# 特別基準恩赦受理処理状況 (その2:罪名別受理状況)

# 庁名 宇都宮地方検察庁

# 令和2年4月分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

### 特別基準恩赦受理処理状況(その1:統計表)

### 令和2年4月30日分

庁名	静岡地方検察庁
/1 /11	けい ドリトレンノ リス・カス・ノコ

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計.	件数	予定件数
基準四該当	0	0	0	0		0	0	
うち公選法			0			0	0	The second of seconds
基準五1該当	0	0	0	0		.0	0	
うち公選法	***************************************		0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	0	0	0	0	0	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

#### 特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 静岡地方検察庁

# 令和2年4月30日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				
2		該当	事項なし	
1				
4				
5				
6				

- 1 当期において受理した案件は,罪名ごとに,氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の 刑があるときは,その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

#### 特別基準恩赦受理処理状況(その1:統計表)

### 令和2年4月分

## 庁名 長野地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法		***************************************	0			0	0	
基準五1該当		1	1		1	1	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	.0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	1	1	0	1	1	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

## 特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

# 庁名 長野地方検察庁

### 令和2年4月分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

- 1当期において受理した案件は,罪名ごとに,氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは,その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

#### 令和2年4月30日分

# 庁名 奈良地方検察庁

		受 理		処 理			未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	0	0	0	0	0	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

## 特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

# 庁名 奈良地方検察庁

## 令和2年4月30日分

番号	<b>罪名</b>	氏名	刑の内容	願書受理日
			·	
		,		

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

# 令和2年5月10日分

# 庁名 福岡地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法	Advance of the second s		0			0	0	
基準五1該当		2	2	2		2	0	
うち公選法		- 1	0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	2	2	2	0	2	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

### 特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

## 庁名 福岡地方検察庁

# 令和2年5月10日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1		在其代表的		
2				
3				
4				
5	With East			<b>基金加热等</b>
6	erseitstig	STILL AND		华及是为
7		26.44.3		<b>50-345</b>
8				
9				TANGUERE
10				
				425-20-1

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

### 令和 2年 4月30日分

## 庁名 長崎地方検察庁

	受 理			処 理			未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当		1	1	1		1	0	
うち公選法			0	, ,,,,,,,	The second of th	0	0	
基準五1該当			0			0	0	
うち公選法	-		0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	The second secon
総計	0	1	1	1	0	1	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

# 特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

# 庁名 長崎地方検察庁

# 令和 2年 4月30日分

番号	罪名	罪名 氏名		<b>原書受理日</b>		
				·		

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。